

昭和二十八年二月二十日提出  
質問 第二九号

裁判所の改築等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十八年二月二十日

提出者 伊東岩男

衆議院議長 大野伴睦殿

## 裁判所の改築等に関する質問主意書

裁判所庁舎の改築等、裁判の民主化、事務能率化のための施設の緊急なるはいうまでもない。この見地から左の諸点につき質問する。

1 全国的に裁判所の増改築を要するもの多し。これが増設又は改築計画の方針はどうか。  
2 宮崎県内日南簡易裁判所等は五十年以上に達し、すこぶる危険に傾いているばかりでなく法廷は特に非民主的であり、調室や事務室は狭<sup>い</sup>を告げ誠に不便であるので、すみやかに改築すべきものと思<sup>う</sup>が、これが改築計画及び予算要求等につき今日までの経過を問<sup>う</sup>。

3 宮崎地方裁判所は、昨年火災にかかり、その後災害予算で復旧改築することに決定していたのを中止して、その予算は高裁支部の新築に充当するというのがその理由は如何。

4 宮崎地裁と高裁支部は併設主義で行くのか、分設主義が建前だと思<sup>う</sup>が方針如何。火災後の旧地裁内に残留の附属官庁の処理及び土地建物等はどうか。

5 宮崎高裁支部の継続建築費予算は何ゆえに計上せぬか。昭和二十八年度は、地裁の災害復旧予算の振替えにより工事を進捗する方針だと聞くが、この予算では完成は不可能と思う。これに関連する予算措置をどうするのか。

6 宮崎高裁支部を鹿児島に移転するとの説があるが、事実はどうか。鹿児島に移転運動があることは事実でしょうが、しかし既往の経過にかんがみ断じて移転のごときあり得べきものでないと確信するも、地方ではすこぶる不安であるので、このうわさを一掃すべくハツキリした御確答を得たい。

右質問する。